

広島県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十一年五月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
サンキ・ウエル ビー株式会社	広島市西区商工セン ター六丁目一番一 号	サンキ・ウエル ビー介護セン ター広	呉市広大新開二丁目 二一番二号	平成二十二年二月 二十八日
医療法人社団 和恒会	呉市広白石四丁目五 番二六号	ふたば居宅介護 支援事業所宮原	呉市宮原二丁目五番 二六号	平成二十二年三月 三十一日
医療法人社団 和恒会	呉市広白石四丁目五 番二六号	ふたば訪問介護 事業所宮原	呉市宮原二丁目五番 二六号	平成二十二年三月 三十一日
有限会社アドバ ンス	府中市元町二二一 番地一号	ヘルパーステー ション元町	府中市元町二二一 番地一号フジオカマン ション二〇二号	平成二〇年二月 月一日
東広島市	東広島市西条栄町八 番二九号	東広島市特別養 護老人ホームさ くら園	東広島市黒瀬町乃美 尾五五五番地一	平成二十二年三月 三十一日
東広島市	東広島市西条栄町八 番二九号	東広島市短期入 所生活介護事業 所さくら園	東広島市黒瀬町乃美 尾五五五番地一	平成二十二年三月 三十一日
東広島市	東広島市西条栄町八 番二九号	東広島市デイ サービスセン ターさくら園	東広島市黒瀬町乃美 尾五五五番地一	平成二十二年三月 三十一日
広島県厚生農業 協同組合連合会	広島市中区大手町三 丁目一三番一八号	厚生連吉田訪問 看護ステーション	安芸高田市吉田町吉 田三六六番地	平成二十二年三月 三十一日
社団法人安芸高 田市医師会	安芸高田市吉田町吉 田五二七番地七	安芸高田市医師 会訪問看護ス テーション	安芸高田市吉田町吉 田五二七番地七	平成二〇年二月 一八日
社団法人安芸高 田市医師会	安芸高田市吉田町吉 田五二七番地七	安芸高田市医師 会居宅介護支援 事業所	安芸高田市吉田町吉 田五二七番地七	平成二〇年二月 一八日